

幸手市保育料基準額表(2、3号認定)

A表

(1)子どもの人数は、同一世帯内の子どもの人数でカウントする。

区分	定義		保育料(月額、単位は円)	
			0歳～2歳クラス	
			第一子	第二子
A	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯		0	0
B2	住民税が非課税の世帯		0	0
C	住民税均等割のみ課税の世帯		7,000	3,500
D1	所得割課税の世帯	9,700円未満	9,000	4,500
D2		9,700円以上 24,000円未満	12,000	6,000
D3		24,000円以上 42,000円未満	15,000	7,500
D4		42,000円以上 57,700円未満	18,000	9,000

※第三子以降は無料となる。

(2)子どもの人数は、保育所、幼稚園等に通っている子どもでカウントする。

区分	定義		保育料(月額、単位は円)	
			0歳～2歳クラス	
			一人目	二人目
D4	所得割課税の世帯	57,700円以上 78,000円未満	18,000	9,000
D5		78,000円以上 114,000円未満	22,000	11,000
D6		114,000円以上 136,600円未満	26,000	13,000
D7		136,600円以上 154,500円未満	30,000	15,000
D8		154,500円以上 172,500円未満	34,000	17,000
D9		172,500円以上 190,500円未満	38,000	19,000
D10		190,500円以上 206,200円未満	41,000	20,500
D11		206,200円以上 233,200円未満	44,000	22,000
D12		233,200円以上	46,200	23,100

※第三子以降は無料となる。

※実際の世帯の子どものうち、第三子以降で2歳以下の子どもは無料となる。(申請が必要)

※3歳～5歳児の保育料は無料。食費については原則、保護者負担となる。

(ただし、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯の子ども、小学校就学前までの子どものうち第三子以降の子どもの副食費は除く。)

B表(ひとり親等世帯)

対象: 住民税所得割額が77,100円以下の世帯で下記に該当する世帯

①母子、父子のみの世帯

※年間の収入が103万円以下の場合は、同居の祖父母等の住民税で保育料を計算します。

②在宅の障害児、障害者がいる世帯

(1)同一世帯内の子どもの人数でカウントする。

区分	定義		保育料(月額、単位は円)
			0歳～2歳クラス
			第一子
A	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯		0
B1	住民税非課税の世帯		0
c	住民税均等割のみ課税の世帯		3,500
d1	所得割課税の世帯	9,700円未満	4,500
d2		9,700円以上 24,000円未満	6,000
d3		24,000円以上 42,000円未満	7,500
d4		42,000円以上 77,100円以下	9,000

※第二子以降の場合は、保育料は無料となる。

77,101円以上の世帯はA表の階層が適用となる。

※3歳～5歳児の保育料は無料。食費については原則、保護者負担となる。

(ただし、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども、小学校就学前までの子どものうち第三子以降の子どもの副食費は除く。)

住民税の取り扱いについて

保育料は、4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは今年度の住民税を根拠に計算します。(住宅ローン減税や寄付金控除などを適用する前の税額となります。)

保護者が非課税の場合は同居の祖父母等の住民税で計算します。

9月以降の保育料が変更となる場合、8月中にお知らせします。

←	令和5年度の保育料	→	令和6年度の保育料
4月分～8月分	9月分～3月分		4月分～8月分
令和4年度の住民税額 (令和3年中の所得)	令和5年度の住民税額 (令和4年中の所得)		

※住民税の税額は毎年6月頃に決まります。

お問い合わせ
幸手市健康福祉部 こども支援課 幼稚園・保育担当
電話番号 0480-42-8454